

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社大森屋

【英訳名】 OHMORIYA Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 稲野 幸治

【本店の所在の場所】 大阪市福島区野田4丁目3番34号

【電話番号】 (06)6464 - 1198(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中田 勝

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区野田4丁目3番34号

【電話番号】 (06)6464 - 1198(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中田 勝

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期累計期間	第59期 第1四半期累計期間	第58期
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日
売上高 (千円)	5,006,498	4,924,370	17,197,574
経常利益 (千円)	344,296	301,157	397,000
四半期(当期)純利益 (千円)	188,235	159,341	206,764
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	814,340	814,340	814,340
発行済株式総数 (千株)	5,098	5,098	5,098
純資産額 (千円)	9,366,138	9,440,852	9,384,455
総資産額 (千円)	12,811,367	12,809,537	12,167,948
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	37.07	31.38	40.72
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			20.00
自己資本比率 (%)	73.1	73.7	77.1

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響による国内経済の停滞が回復傾向にあるものの、欧州諸国の財政危機問題をはじめとする世界経済の減速を背景とした長期的な円高により、景気の先行きは依然として不透明なまま推移いたしました。

当業界におきましては、少子高齢化の影響や消費者の生活防衛意識の高まりから、節約志向、低価格志向が恒常化しており、引き続き厳しい環境にあります。

このような状況のもと、当社では消費者のニーズに合った製品の強化に努めるとともに、コスト削減に努めてまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間の売上高は4,924百万円（前年同期比1.6%減）となりました。利益面におきましては、営業利益は296百万円（前年同期比12.7%減）、経常利益は301百万円（前年同期比12.5%減）、四半期純利益は159百万円（前年同期比15.4%減）となりました。

以下、品目別売上高の状況は次のとおりであります。

家庭用海苔につきましては、消費者の低価格志向が強まる中で、消費者のニーズに合った製品の強化に努め、売上高は1,785百万円（前年同期比0.0%増）となりました。進物品につきましては、ギフト市場の低迷が続いており、売上高は974百万円（前年同期比9.2%減）となりました。ふりかけ等につきましては、競合他社との販売激化により、売上高は969百万円（前年同期比0.1%減）となりました。業務用海苔につきましては、既存取引先での取扱品目の増加等により、売上高は1,184百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、10百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,561,360
計	11,561,360

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,098,096	5,098,096	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	5,098,096	5,098,096	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	5,098,096	-	814,340	-	1,043,871

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式5,039,000	5,039	同上
単元未満株式	普通株式 39,096	-	-
発行済株式総数	5,098,096	-	-
総株主の議決権	-	5,039	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式826株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社大森屋	大阪市福島区野田 4丁目3番34号	20,000	-	20,000	0.39
計	-	20,000	-	20,000	0.39

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,077,239	3,550,405
受取手形及び売掛金	2,711,939	3,682,594
製品	715,488	517,172
仕掛品	86,944	94,375
原材料及び貯蔵品	2,743,615	2,167,509
その他	91,477	76,113
流動資産合計	9,426,704	10,088,171
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,073,531	2,082,885
減価償却累計額	1,623,173	1,632,033
建物(純額)	450,357	450,852
土地	1,517,542	1,517,542
その他	1,928,387	1,942,523
減価償却累計額	1,647,799	1,660,957
その他(純額)	280,588	281,565
有形固定資産合計	2,248,489	2,249,960
無形固定資産	58,948	52,987
投資その他の資産		
投資有価証券	196,820	194,577
会員権	29,620	29,620
その他	217,415	204,269
貸倒引当金	10,050	10,050
投資その他の資産合計	433,805	418,417
固定資産合計	2,741,243	2,721,365
資産合計	12,167,948	12,809,537
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	942,148	1,321,999
未払法人税等	103,000	102,000
賞与引当金	93,642	45,581
その他	1,000,295	1,262,315
流動負債合計	2,139,087	2,731,896
固定負債		
退職給付引当金	313,166	302,483
役員退職慰労引当金	329,133	332,245
その他	2,106	2,060
固定負債合計	644,406	636,789
負債合計	2,783,493	3,368,685

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	814,340	814,340
資本剰余金	1,043,871	1,043,871
利益剰余金	7,531,559	7,589,355
自己株式	20,454	20,454
株主資本合計	9,369,317	9,427,112
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,138	13,739
評価・換算差額等合計	15,138	13,739
純資産合計	9,384,455	9,440,852
負債純資産合計	12,167,948	12,809,537

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高	5,006,498	4,924,370
売上原価	3,029,581	3,009,838
売上総利益	1,976,916	1,914,531
販売費及び一般管理費	1,637,169	1,618,094
営業利益	339,746	296,437
営業外収益		
受取利息	48	30
受取配当金	2,086	2,202
助成金収入	1,783	1,296
雑収入	1,228	1,191
営業外収益合計	5,145	4,720
営業外費用		
為替差損	579	-
雑損失	16	-
営業外費用合計	596	-
経常利益	344,296	301,157
特別利益		
補助金収入	-	1,388
特別利益合計	-	1,388
特別損失		
固定資産除却損	14	233
固定資産圧縮損	-	1,291
環境対策引当金繰入額	8,749	-
特別損失合計	8,763	1,524
税引前四半期純利益	335,532	301,021
法人税、住民税及び事業税	127,153	97,892
法人税等調整額	20,144	43,787
法人税等合計	147,297	141,680
四半期純利益	188,235	159,341

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)	
(1)	当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(2)	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年9月30日まで 40.0% 平成24年10月1日から平成27年9月30日まで 37.6% 平成27年10月1日以降 35.3% この税率変更により繰延税金資産の純額が12,431千円減少し、法人税等調整額が13,429千円増加しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

前事業年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成23年12月31日)
	受取手形 545千円
	支払手形 293,501千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 36,819千円	33,475千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	101,561	20.00	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月20日 定時株主総会	普通株式	101,545	20.00	平成23年9月30日	平成23年12月21日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	37.07	31.38
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	188,235	159,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	188,235	159,341
期中平均株式数(株)	5,078,068	5,077,270

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月13日

株式会社大森屋
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 義嗣 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 和宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大森屋の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第59期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大森屋の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。